

議第110号

高山市火災予防条例の一部を改正する条例について

高山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

高山市長 田中 明

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正等に伴い改正しようとする。

高山市火災予防条例の一部を改正する条例

高山市火災予防条例（平成16年高山市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
目次	目次
第1章 (略)	第1章 (略)
<u>第2章 定義（第2条）</u>	<u>第2章 削除</u>
第3章 (略)	第3章 (略)
第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持の基準等（第39条の2～第39条の7）	第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第39条の2～第39条の7）
第4章～第5章の2 (略)	第4章～第5章の2 (略)
第6章 雜則（第63条～ <u>70</u> 条）	第6章 雜則（第63条～ <u>第70</u> 条）
第7章 (略)	第7章 (略)
附則	附則
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持の基準等について、法第9条の4の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について、 <u>並びに</u> 法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、高山市における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について <u>並びに</u> 法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、高山市における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。
<u>第2章 定義</u>	<u>第2章 削除</u>
<u>(用語の定義)</u>	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ	第2条 削除

る。

- (1) 対象火気使用設備等 法第9条に規定する火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備にあって、次項各号に掲げるものをいう。
- (2) 対象火気使用器具等 法第9条に規定する火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、第3項各号に掲げるものをいう。
- (3) 不燃材料 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。
- (4) 準不燃材料 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。
- (5) 難燃材料 建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。
- (6) 耐火構造 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。
- (7) 防火構造 建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。
- (8) 建築物等 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。
- (9) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮断できるものに限る。）である場合とする。
- (10) 建築設備 建築基準法第2条第3号に規

定する建築設備をいう。

(11) 配管設備等 建築設備のうち、火を使用する部分及び燃料タンクを除いたものをいう。

(12) 入力 対象火気使用設備等の最大熱量をいう。

(13) 防火戸 建築基準法第2条第9号の2の
ロに規定する防火設備をいう。

2 前項第1号に定めるものは、第1号から第11号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第12号から第18号までに掲げる設備とする。

(1) 炉

(2) ふろがま

(3) 温風暖房機

(4) 廚房設備

(5) ボイラー

(6) ストーブ (移動式のものを除く。以下同じ。)

(7) 乾燥設備

(8) サウナ設備 (サウナ室に設ける放熱設備をいう。以下同じ。)

(9) 簡易給湯設備 (入力12キロワット以下の湯沸設備をいう。以下同じ。)

(10) 給湯湯沸設備 (簡易湯沸設備以外の湯沸設備をいう。以下同じ。)

(11) ヒートポンプ冷暖房機

(12) 火花を生ずる設備 (グラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他その使用に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備をいう。以下同じ。)

(13) 放電加工機 (加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。)

以下同じ。)

(14) 変電設備（全出力 20 キロワット以下のものを除く。以下同じ。）

(15) 発電設備

(16) 蓄電池設備

(17) ネオン管灯設備

(18) 舞台装置等の電気設備（舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事灯のために一時的に使用する電気設備をいう。以下同じ。）

3 第 1 項第 2 号に定めるものは、次に掲げる器具とする。

- (1) 気体燃料を使用する器具
- (2) 液体燃料を使用する器具
- (3) 固体燃料を使用する器具
- (4) 電気を熱源とする器具

(炉)

第 3 条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

(炉)

第 3 条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合 （不燃材料（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 5 条第 1 項第 1 号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 5 号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったもの

		である場合又は当該建築物等の部分の構造 が耐火構造以外の構造であって、間柱、下 地その他主要な部分を不燃材料で造ったも の（有効に遮熱できるものに限る。）であ る場合をいう。以下同じ。）を除き、建築 物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離 のうち、火災予防上安全な距離として消防 長が認める距離以上の距離を保つこと。
ア・イ	（略）	ア・イ
(2)～(19)	（略）	(2)～(19)（略）
2	（略）	2（略）
3	入力350キロワット以上の炉にあっては 、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天 井のない場合にあっては、はり又は屋根）で 区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸を 設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲 に有効な空間を保有する等防火上支障のない 措置を講じた場合においては、この限りでな い。	入力350キロワット以上の炉にあっては 、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天 井のない場合にあっては、はり又は屋根）で 区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（ 建築基準法第2条第9号の2に規定する防 火設備であるものに限る。以下同じ。）を設 けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に 有効な空間を保有する等防火上支障のない措 置を講じた場合においては、この限りでない 。
4	（略）	4（略）
	（乾燥設備）	（乾燥設備）
第10条	（略）	第10条（略）
		（簡易サウナ設備）
第11条	簡易サウナ設備（屋外その他の直接 外気に接する場所に設けるテント型サウナ室 （サウナ室のうちテントを活用したものをい う。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のう ち円筒形であり、かつ、木製のものをい う。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キ ロワット以下のものであり、かつ、薪又は電	

気を熱源とするものをいう。以下同じ。) の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第13号まで及び第15号から第18号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第8条第1項の規定を準用する。

(サウナ設備)

第11条 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の

(一般サウナ設備)

第11条の2 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設

位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第39条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）

第39条の3 (略)

2・3 (略)

4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（ <u>住宅用防災機器の設置及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令</u> （平成17年総務省令第11号。以下この章において「 <u>住宅用防災警報器等規格</u>

の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第39条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(5) (略)

2 市長は、火災に関する警報を発したときは、火災の発生の危険性を勘案して前項各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）

第39条の3 (略)

2・3 (略)

4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（ <u>住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令</u> （平成17年総務省令第11号。以下この章において「 <u>住宅用防災警報器等規格</u>

<p>省令」という。) 第2条第4号に掲げるものをいう。この表において同じ。)</p>	<p>」という。) 第2条第4号に掲げるものをいう。この表において同じ。)</p>
<p>第1項第5号アに掲げる住宅の部分の項 (略)</p>	<p>第1項第5号アに掲げる住宅の部分の項 (略)</p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>5・6 (略)</p>
<p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第39条の7 市長は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の推進</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第39条の7 市長は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の推進</p> <p>(2) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(屋外で貯蔵する場合の基準)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>(屋外で貯蔵する場合の基準)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。</p>	<p>(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。</p>
<p>表 (略)</p>	<p>表 (略)</p>

(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)	(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)
第52条 (略)	第52条 (略)
2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。	2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。	(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。
ア～ウ (略)	ア～ウ (略)
エ 別表第3に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料で仕上げた室内において行うこと。	エ 別表第3に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料 <u>（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）</u> で仕上げた室内において行うこと。
(4) (略)	(4) (略)
(指定催しの指定)	(指定催しの指定)
第62条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして次の各号のいずれの要件にも該当するもので、 <u>対象火気使用器具等</u> の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。	第62条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして次の各号のいずれの要件にも該当するもので、 <u>対象火気器具等</u> （令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

(屋外催しに係る防火管理)

第62条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならぬ。

(1) (略)

(2) 対象火気使用器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

(3) 対象火気使用器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) 対象火気使用器具等に対する消火準備に関すること。

(5)・(6) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防長に届け出なければならない。

(1)～(8) (略)

(9) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(屋外催しに係る防火管理)

第62条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならぬ。

(1) (略)

(2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

(5)・(6) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防長に届け出なければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(9)の2 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(10)～(19) (略)	(10)～(19) (略)
(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)	(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)
第65条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。	第65条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。
(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為	(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u>
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)
(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設 <u>(対象火気使用器具等を使用する場合に限る。)</u>	(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設 <u>(対象火気器具等を使用する場合に限る。)</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第39条及び第65条第1号の改正 令和8年1月1日
- (2) 第10条の次に1条を加える改正、第11条の改正（第11条の2に繰り下げる改正を含む。）並びに第39条の7及び第64条の改正 令和8年3月31日